

全横浜港湾一七春闘勝利

第十一回ボウリング大会



した。

当日は朝から太陽が顔を照らした。当日は朝から太陽が顔を照らした。当日は朝から太陽が顔を照らした。...

去る、二月二日・日曜日。去る、二月二日・日曜日。去る、二月二日・日曜日。...



優勝チーム



準優勝チーム



三位チーム



四位チーム



五位チーム

港労連・鈴江 賞した。個人の部に於いて 書記長

支えあうことの安心を、さらに多くの皆さまへ。

全労済の住みいる共済	④火災共済・⑤自然災害共済
①こくみん共済	⑥総合医療共済
②せいめい共済	⑦ねんきん共済
③マイカー共済	⑧自賠償共済
⑨団体生命共済	⑩交通災害共済
⑪新団体年金共済	⑫セット移行共済

全労済は、世利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただければ、各種共済をご利用いただけます。



藤木インスペクター日誌

～12年間ありがとうございました～

ザ!ロンドンへ!

インスペクターへの道(藤木奮戦記)



私の記憶では定かではありませんが、今年の夏前後にある言葉が飛び込んできたのでした。「ロンドンへ行くのだから!!」と・・・ん？ ロンドン・ロンドン！楽しいロンドン愉快な(知ってらっしゃるかと思ってしまう人は少ないかな?)のロンドンかと思いましたが、どうも違うらしいので、その声の主は「大英帝国のロンドンじゃあ

方向が少しづつ変化、ったのです。なぜロンドンなのか、うとITF本部があるインスペクター養成講座最終的に本部でしか出いそうです。

労働関係調整法講座 ②

～法の概略、目的と基本精神～

今号より「労働関係調整法」の内容です。最初には全体の概略です。労働関係調整法は五章(四三条)で構成されています。第一章「総則」(一、九条)では、法の目的や基本精神、用語の定義、争議行為の届出義務などが規定されています。第二章「斡旋(あわせ)

労働関係調整法の目的は、労働組合法と相まって、「労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決していくことにある」といいます(一条)。「労働組合法」とは、労働関係を適正化するために、労働関係当事者労働委員会(労働協約)に調整を図るための機関の設置と「運営事項を定め」と「労働争議に誠意をもって自主的に解決しよう」と努力すべきことを(二条)、政府関係機関には、当事者の自主的努力に「助力を与へ」、争議行為の予防に努めるべきことを規定しています(三条)。...

ここ何ヶ月か、ネタ不足で文書を書くのにも困ってきています。ふと、いつからこのコラムを書いているのかと思ひ、過去の新聞を引っ張り出して調べてみると、一番最初に書いたのが、二〇〇四年一月号でした。(二二年以上も続けてきたんだ)と思うと感慨深いものがあります。また、当時の新聞見出しは、インスペクターへの道(藤木奮戦記)となっています。これまで自分の話に付き合ってくれた方には、大変申し訳ありませんが、今号をもって一旦終了させていただきます。本当にありがとうございました。SEE YOU AGAIN!